

平成23年第11回 荅北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成23年11月25日(金)
午前9時32分 から 午前10時48分
2. 開催場所 荅北町役場2階庁議室
3. 本日の出席委員(11名)

1番 木村茂人	2番 塚田修彦
3番 後藤政次	4番 小野三幸
5番 大仁田金次	6番 松本良明
7番 田中文彦	8番 内尾明美
9番 西田悟	10番 高道修二
11番 由本政大	12番 錦戸幸春
13番 宮崎敬三	14番 山下時義(職務代理者)
15番 岡村貞夫(会長)	
4. 本日の欠席委員(4名)

7番 田中文彦	8番 内尾明美
11番 山本政人	12番 錦戸幸春
5. 議事日程
 - 日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
 - 日程第2. 議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 日程第3. 議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 日程第4. 議案第60号 農用地利用集積計画の認定について
 - 日程第5. その他
6. 総会書記(農業委員会事務局職員)
事務局長 吉村文雄・事務局長補佐 坂元俊司・主幹 松村保則

7. 会議の概要

1, 開 会

開会 午前9時32分

議長(□□)

おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから平成23年第11回農業委員会総会を開会いたします。本日は、欠席の届けが出ているのが7番の田中文彦委員さん8番の内尾明美委員さん11番の山本政人委員さんが欠席の届出が出ておりますが、錦戸委員さんがはっきり致しておりませんが総会は成立いたしております。

皆様方も既にご存じのとおり、国を二分する議論の中で野田総理大臣は、TPP交渉への参加方針を表明されました。TPPは関税の完全撤廃を原則としています。美しい農村を守り抜くとおっしゃっておられますが、どうやって守るか疑問を感じるところでございます。農業県くまもとでも20年前に比べまして農業従事者数は45%減り、逆に耕作放棄地はほぼ倍増している現状に一抹の不安を感じるところです。

2, 議事録署名委員及び総会書記の指名

議事日程第1の議事録署名者及び総会書記の指名ですが、私から指名させて頂いてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、1番の木村茂人委員さんと4番の小野三幸委員さんをお願い致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の吉村氏及び坂元氏並びに松村氏を指名致します。

3, 議 事

それでは、議事に入ります。まず日程第2. 議案第58号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程致します。事務局に説明を求めます。

事務局(□□)

はい。(□□□ □□□□挙手)

議長(□□)

はい。どうぞ。

事務局(□□)

□□からの議案説明の前に私から議案第58号及び59号について説明させていただきます。

財の尾住宅団地造成に伴う農用地除外につきましては、今年2月25日に開催しました第2回芥北町農業委員会総会において、△△△△字△△△253番2を農業振興地域から除外する整備計画の変更についてご審議を頂き、ご承認を頂いておるところでございます。

その折りに、前局長□□の方から財の尾の353-2, 360-11, 360-12それぞれの土地につきまして、これまでの経緯と今後の農用地除外の事務処理の進め方等について御説明させて頂いておるところでございます。

その時の説明の内容ですが、353-2につきましては、道路として利用するということではありますが、農振法上の道路という解釈の中で、道路法による道路ではないので、許可不要案件として処理するのではなく、通常農業振興地域除外をした上で道路への農地転用手続きを進める。と言う様な説明をしております。それによりまして、2月25日に除外の手続きをさせて頂いているということでございます。

360-11につきましては353-2と同様に、道路としての利用ではありますけれど、農地法では農業振興地域の整備に関する法律のように、地方公共団体が設置する道路＝道路法による道路と明示されておらず、許可不要での転用が可能と判断できるとしていましたが、財の尾住宅団地造成において、農地法第5条による許可申請での承認を受けての事業でありましたので、新たに取り組んだその地番につきましても、許可不要ではなく、当初の農地転用計画が変更になったということでの処理をする。と言うことで説明をしております。

360-12につきましては、この土地は、造成した区域内ですが、1番の造成地になります。その中にある農地と言うことで、宅地購入者と農地所有者が5条申請をすれば所有権移転は可能としていましたが、県との協議の中で、「本来、□は農地転用の指導を行うべき立場にある。宅地を提供する上で購入者に煩わしい

手間を掛けることになるので、造成した宅地内に農地が残っているのは不自然である」との指摘を受けており、土地所有者と□□□□との間で5条の手続きを進める。その様な説明をしております。

今後、農業振興地域内にある道路部分について、除外手続きが完了後、3筆の農地転用手続きを行いたいと言う様な説明を□□□□はしております。それによりまして、第2回総会以降、農業振興地域整備計画の変更手続きをしておりますが、本年9月12日付で、農業振興地域整備計画の変更通知がありましたので、関係者に通知しましたところ、今回この様な申請書が提出された訳であります。そこで、農業委員会の議案を提出致しております。ご審議よろしくお願い致します。

事務局(□□)

それでは、日程第2. 議案第58号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明致します。3ページをお開きください。2件ございます。まず、1件目ですが、申請人の譲り渡し人は、□□□□□□□□さんで、譲受人は□□□□の□□□□さんです。申請地は、4ページ・5ページに図示しております△△△△字△△△△の畑、1筆56㎡です。権利の種類は所有権移転で、申請理由は町住宅団地造成事業へ提供した自己農地との交換です。

農地法許可基準に照らし合わせた結果についてですが、自作地であるか、取得後全ての農地を効率的に利用するか、信託引き受けによる権利取得でないか、農業に常時従事するか、取得後経営面積が40a以上となるか、所有権以外の権限に基づく耕作の農地の転貸・質入れでないか、地域との調和要件を満たしているか、の審議要点は、現地確認、書類審査、本人への聴き取り等の結果全て満たしているものと判断致します。

次に2件目ですが、申請人の譲り渡し人は、□□□□の□□□□□□□□さんで、譲受人は同じく□□□□の□□□□さんです。申請地は、7ページ・8ページに図示しております△△△△字△△△△の畑、1筆221㎡です。権利の種類は所有権移転で、申請理由は農業経営規模拡大のためです。

農地法許可基準に照らし合わせた結果についてですが、自作地であるか、取得後全ての農地を効率的に利用するか、信託引き受けによる権利取得でないか、農業に常時従事するか、取得後経営

面積が40a以上となるか、所有権以外の権限に基づく耕作の農地の転貸・質入れでないか、地域との調和要件を満たしているか、の審議要点は、現地確認、書類審査、本人への聴き取り等の結果全て満たしているものと判断致します。以上2件です。

議長(□□) ありがとうございました。2件ございます。1件ずつ審議して参ります。まず、整理番号1□□□から□□□□さんへの所有権移転についてご意見のあられる方は挙手願います。

□番(□□) はい。(□□委員挙手)

議長(□□) はい。どうぞ。□□さん。

□番(□□) ちょっと確認をさせて頂きたいと思うんですが。通常、開墾する前に農業委員会に許可申請をして、許可があってから作業にはいるという段階だと思うんですが、今回は、出来上がってから変更を色々されと言うこととございますよね。2号議案の方には始末書のチェックがついてますけど、1号議案の方に2月の時に始末書が出される必要があったのかなかったのか。今回、作業後に申請の変更をされたわけでしょ。工事後に。

議長(□□) この件については、期間が長くかかりまして、色々議会でも審議をされましたし。

□番(□□) 始末書は必要なんですかね。

事務局(□□) 5条の方の転用の話ですか。

□番(□□) 今回はいらなくても、前回の時、2月の協議の時に出てたのかなど。始末書は入らないんですかね。

議長(□□) 結局、工事を早くしておいて□□さんとの交換とか色んな話が、長引いてきたでしょ。工事が先行しているから、出来上がってからのこれには、始末書がいらぬかと言う様なご意見ですね。

- 事務局(□□) 今回の分についてでしょ。議案の中には対応しておりませんが、申請書の中には始末書入っております。
- 番(□□) 前回5条の時についてた。2月に協議した時についてた。2月に協議した時は、5条だったですかね。
- 事務局(□□) 2月は、農業振興地域を外す為の協議。
- 事務局(□□) 意見徴収についてお諮りをしたわけですね。これはあくまでも、□□さん所有の公衆用道路部分が農振の農用地の中に入っているという案件だったので、除外するのに農業委員会のご意見を伺いますと言うのが2月の案件だったですね。その後、除外の方向で良からうという意見を頂いたので、その後転用については、おっしゃるとおり、事業が先行しておりますので、追認という案件になりますので、始末書は、今回、県の方に送るものの中には、準備してあります。
- 番(□□) 今日のこれには、3条には、つける必要はなかったということですね。このチェック。
- 事務局(□□) 5条の中の分ですかね。
- 事務局(□□) 3条の分。
- 議長(□□) 3条の適用の欄に始末書が書いてないということ。5条には書いてありますが。
- 番(□□) 必要ないなら良いんです。
- 事務局(□□) ここは、これまでも適用の欄に、全て書面をチェックすると言うことはしておりません。
- 番(□□) 私が質問したのは、通常の流れでは、現物が出来上がってから申請するのは始末書が通常必要だと思うわけですね。ですから、

□であるとしても、農業委員会には、済みませんでしたと、遅くなってという始末書みたいなのが必要ではないのかなと私は思っただけです。法律上必要でなければいいです。

事務局(□□) 3条については、求めておりません。

議長(□□) 3条については、始末書は必要ないということですか。

事務局(□□) そうですね、この時点では、必要ないと判断しております。

議長(□□) □□さんそう言うことで、3条の場合は、始末書は必要ないと言うことのでございますのでよろしゅうございますか。

□番(□□) □□委員さんどうぞ。いえ、私も全く同じ質問をしようと思ってました。

議長(□□) 他にご意見ございませんか。

□番(□□) いいですか。今後こういう事がない様に特に事務局には考えて頂きたいと、それだけを付け加えておきます。

議長(□□) 今、□□委員さんからも今後この様なことがない様にと言うことのでございますので、申し添えておきます。

他に、ないようでございますので、整理番号1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

はい。ありがとうございます。

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に整理番号2□□□□さんから□□□さんへの所有権移転についてご意見のあられる方は挙手願います。

ございませぬか。

(ありませぬの声)

はい。ないようございませぬので、整理番号2の□□さんから□□□さんへの所有権移転について賛成の方の挙手を求めませぬ。

(全員挙手)

はい。ありがたうございませぬ。

全員賛成でございませぬので議案第58号2件とも許可することに致しませぬ。

次に日程第2. 議案第59号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局に説明を求めませぬ。

事務局(□□)

日程第2. 議案第59号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明致しませぬ。

10ページ・11ページをお開きください。2件ございませぬ。まず1件目ですが、申請人の譲受人は□□□□□□□□さんで、譲渡人は□□□□の□□□□さんです。申請物件は、△△△△字△△△の畑、1筆27㎡です。転用の目的は公衆用道路で、権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、申請地は平成20年度において住宅団地として整備した区画内の周回道路として工事が完了している。事業だけが先行してしまい必要な手続きが遅れてしまいましたが、団地内住民の生活上欠かすことの出来ない道路の用地であることから、今回□が取得し公衆用道路として管理したい。と言うものです。場所及び施設の概要につきましても、12ページから17ページに図示してございませぬ。

農地法に基づく農地転用の許可の検討事項の転用目的及び使用目的の実現性の適否ですが、土地の選定、申請事由の妥当性及び被害防除対策においても、事業計画、位置図、平面図、字図、配置図、給排水計画図、排水同意書等関係書類も添えられてございませぬ、審議要点については、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果適当であると判断致してございませぬ。今回、始末書を添付

しての申請でございます。

次に2件目ですが、申請人の譲受人は□□□□□□□□さんで、譲渡人は□□□□の□□□□さんです。申請物件は、△△△△字△△△360-11の畑、45㎡と同じく△△△360-12の畑、53㎡、合計の2筆98㎡です。転用の目的は公衆用道路及び分譲用宅地で、権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、申請地は平成20年度において住宅団地として整備した区画内の周回道路並びに販売用区画の一部として工事が完了している。事業だけが先行してしまい必要な手続きが遅れてしまったが、販売用の宅地を形成する土地であることや、団地内住民の生活上欠かすことの出来ない道路の用地であることから、今回□が取得し宅地及び公衆用道路として管理したい。と言うものです。場所及び施設の概要につきましては、12ページから17ページに図示しております。

農地法に基づく農地転用の許可の検討事項の転用目的及び使用目的の実現性の適否ですが、土地の選定、申請事由の妥当性及び被害防除対策においても、事業計画、位置図、平面図、字図、配置図、給排水計画図、排水同意書等関係書類も添えられており、審議要点については、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果適当であると判断致しております。今回、始末書を添付しての申請でございます。以上2件です。

議長(□□)

ありがとうございました。只今、事務局から説明がありました。2件ございます。1件ずつ処理して参ります。整理番号1についてでございますが、今回2件とも始末書が添付されている様でございます。整理番号1についてご意見のある方は挙手願います。

ございませんか。

ないようでございますので、整理番号1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

はい。ありがとうございます。

全員賛成でございますので許可することに致します。
次に整理番号2についてご意見のあられる方は挙手願います。

□番(□□) はい。(□□委員挙手)

議長(□□) はい。どうぞ。

□番(□□) 先程の3条にもございました様に、今後こう様ことがない様に工事前にこういう事はちゃんとして、農業委員会にも諮りしなければ相手が□ですから、こういう事をしたなら、なかなか厳しいと言う議会での話もあっております過去にですね。今後こういう事がない様に始末書を頂いておりますので、今回は了解しますが今後こういう事がにようにして頂きたいというのが私の意見です。

議長(□□) 今、□□委員さんの方からご意見がございました様に、色々問題がございまして、□と致しましても手落ちの様な感じがいたしますので、今後こういう事がない様に事務局の方からよろしくお願い致しておきます。

他にご意見ございませんか。

□番(□□) はい。(□□委員挙手)

議長(□□) はい。どうぞ。

□番(□□) これで殆ど、□□□の問題は全て終わりですか。

事務局(□□) はい。全て終わりです。

議長(□□) ちょっと長すぎたですもんね。
それでは、整理番号2について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

はい。ありがとうございます。

全員賛成でございますので議案第59号2件とも許可することに致します。

事務局(□□)

次に日程第3. 議案第60号農用地利用集積計画の認定についてを議題と致します。事務局に説明を求めます。

日程第3. 議案第60号農用地利用集積計画の認定について説明致します。20ページをお開きください。円滑化法人借入れで、転貸の利用権等の種類が利用権転貸賃借権で、設定の期間が6年1ヶ月のものが2件、借り手が苓北町農業協同組合で、設定を行う農用地は、△△△字△△△△の田2筆2,028㎡と同じく△△△字△△△△の田、1筆、391㎡で、貸し手は、□□□□さんと□□□□さんです。次に21ページをご覧ください。

ただ今ご説明いたしました、円滑化法人借入れに対する貸し付けで、利用権等の種類が利用権転貸賃借権で、設定期間6年1ヶ月の△△△字△△△△の田2筆及び同△△△△の田1筆、合計3筆2,419㎡の借り手が□□□□さんです。以上です。

議長(□□)

ありがとうございました。今事務局から円滑化法人の借入れ及び貸し付けについて説明がありました。この件について、ご意見のあられる方は挙手願います。

□番(□□)

はい。(□□委員挙手)

議長(□□)

はい。どうぞ。

□番(□□)

この土地は、私の自宅の前の土地でして、毎年、□□の□□さんという方が借られて、水田とレタスを作っておられたんですよ。その方がですね。今回、本人さんにお返しになられたんです。その後を受けて、この□□□□□さんという方は、かなりの高齢で、私に作ってくれと言うことで来られましたが、私も出来ないと言うことで、お断りをして、□□の□□さんですね。この方、見て

いても作業が非常に丁寧でもあるし、この方にお貸した方がいいでしょうと私から、□□さんと□□さんをお願いして、農協に入って頂いて、こういう事になっておりますので、よろしく願い致します。

議長(□□) □□さんから詳しい御説明を頂いております。他にご意見のある方はございませんか。

□番(□□) はい。(□□委員挙手)

議長(□□) はい。どうぞ。

□番(□□) □□さんの所も、私の地区なんですけど、息子さんも、一緒に畜産業されておりますし、農業にはまっておられますのでよろしく願いしときます。

議長(□□) 今、□□さんの方からもお話しがありました様に専業農家で、畜産で頑張っていらっしゃると言うことです。他に、ご意見ございませんか。

□番(□□) はい。(□□委員挙手)

議長(□□) はい。どうぞ。

□番(□□) □□さんの話ですけど、□□は、荒れたところは、あまり無いんですか。

□番(□□) はい。自分の所は荒れておりませんね。後で、この前のパトロールの内容は報告させていただきます。内容についてはですね。

議長(□□) 他にご意見ございませんか。

(ありませんの声)

はい。ないようでございますので、この件について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

はい。ありがとうございます。

全員賛成でございますので許可することに決定を致します。

議案につきましては以上でございますが、その他の項で事務局からお願い致します。

事務局(□□)

それでは、その他の項で説明したいと思います。別紙のその他の項をご覧ください。

(資料により説明する。)

1. 農地改良届けについて (報告事項) 2件
2. ふれ愛 in 苓北23の実施結果について (報告)
 - ・ 実行委員会の反省会を行う。(内容を委員へ報告する)
 - ・ 来年度は、町全体として考えてもらう様町長に意見を具申する。(全会一致)
3. 全国農業新聞・農業者年金加入について
(来月年金の活動報告の提出をお願いする)
4. 次回第12回総会は12月26日、月曜日の午前9時30分開催予定。

議長(□□)

農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして、平成23年第11回総会を閉会致します。

閉会 午前10時48分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

荅北町農業委員会会長

〃 農業委員

〃 農業委員
